

船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則（昭和54年船橋市規則第18号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会館の区切り)

第2条 規則第2条第2号に規定するその他これらに類するものとして市長が認めるものとはそれぞれの会館の形状・性質に応じ当該会館ごとに壁又は扉と同等の機能を本来の目的として果たしていると市長が認めるものをいう。なお、次の各号に掲げるものはその他これらに類するものとして認めないものとする。

- (1) パーテーション・ホワイトボード等備品と認められるもの
- (2) 備蓄物等本来空間を区切るものではないと認められるもの
- (3) 障子・襖等区切られた内外の空間を一体利用することを想定したもので工具等を用いず容易に取付・取外しが可能な仮設の区切りと認められるもの

(町会、自治会等の権能)

第3条 規則第2条第2号アに規定するその他市長が認める権能を有することとは、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ町会、自治会等が主たる使用者であるもの（新築等及び購入の場合は主たる使用者となるもの）をいう。

- (1) 次のアからオのいずれかに該当し、町会、自治会等が所有権に準ずる権能を有していると認められるもの
 - ア 町会、自治会等の代わりに町会、自治会等の会長や役員が所有しているもの。
 - イ 町会、自治会等が所有権の大半を有し、所在不明等により他の所有者の意思確認ができないと認められるもの。
 - ウ 所有権を有する者がいないが、底地を町会、自治会等が所有しており町会、自治会等が実質的な所有者であると認められるもの。
 - エ 所有権を有する者がいないが、底地を町会、自治会等が借地契約により借り受けており町会、自治会等が実質的な所有者であると認められるもの。
 - オ アからエまでに準ずるものとして市長が認めるもの。
- (2) 町会、自治会等が会館としての利用に供するため建物の区分所有等に関する法律第3条の規定に基づき組織された団体（法人となっているものを含む。以下「マンション管理組合」という。）または同法第65条の規定に基づき組織された団体（以下「団地管理組合」という。）から無償で借り受ける又は現に借り受けているものであって、契約期間が20年以上又は現に20年以上借り受けていて継続的に借り受けることが見込まれるもの。
- (3) 町会、自治会等が賃貸借契約によらずに地域住民から借り受けている場合であって、当該借受がすでに20年以上行われていて、今後も継続的に借り受けることが見込まれるもの。
- (4) 町会、自治会等が市所有集会所において市と無償貸付契約を締結しているもの。

(新築等及び購入に係る補助金の補助要件)

第4条 規則第3条第1項第1号に規定する市長が定めるものとは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 新築等 次のアからウのいずれかに該当するもの
 - ア 会館を新築するもの
 - イ 会館を建て替えるもの
 - ウ 既存の建物又はその一部の内部を改修し会館を設けるもの

(2) 購入 金銭を対価として会館を取得するもの

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の補助金において次の各号に定める場合に該当するときは補助金の交付をしないものとする。

(1) マンションのみを区域とする町会、自治会等が同マンションに存するマンション管理組合から購入する場合

(2) 団地のみを区域とする町会、自治会等が同団地に存する団地管理組合から購入する場合

(3) 前2号に準ずると市長が認める場合

(4) 一部の個人や団体を利するための不当な売買と認められる場合

(基準面積)

第5条 規則第3条第1項第2号に規定する市長が別に定める基準面積とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 町会、自治会等の世帯規模が 399 世帯以下の場合 延床面積 110 m²

(2) 町会、自治会等の世帯規模が 400～699 世帯の場合 延床面積 130 m²

(3) 町会、自治会等の世帯規模が 700～999 世帯の場合 延床面積 150 m²

(4) 町会、自治会等の世帯規模が 1,000 世帯以上の場合 延床面積 170 m²

(修繕に係る補助金の同年度中の交付)

第6条 規則第3条第1項第3号ただし書及び規則第5条第1項第2号ただし書において補助対象とするものは、別表第1に定めるとおりとする。

(基準単価)

第7条 規則第4条第1項第1号に規定する市長が別に定める構造ごとに定める基準単価は、建築動態統計調査規則（昭和25年12月22日建設省令第44号）に基づき国で行われる建築着工統計調査における建築物着工統計をもとに、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造について算出する。なお、補助金の交付を予定する年度の、前々年計分の統計を使用するものとし、各構造に応じた工事費予定額の合計に各構造に応じた床面積の合計を除して得た額とする。

2 前項の規定により基準単価の額を算出した場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

種 別	補 助 対 象
基礎	劣化等による亀裂・沈下・たわみ、白蟻による損傷
外壁・内壁	雨漏りによる腐食、劣化等による亀裂・はがれ・ひび割れ
屋根・雨樋	雨漏り・強風等によるはがれや腐食、損傷
床	劣化等による亀裂・沈下・たわみ・そり・破損
天井	雨漏り等による腐食・変形・破損
窓・雨戸・シャッター	劣化等による変形・破損
扉	劣化等による変形・破損
給排水設備	劣化等による排水管・浄化槽の破損